

1. 財政安定化基金の取り崩しに係る平成24年度の対応について

各都道府県に設置している財政安定化基金は、貸付額が近年大きく低下しており、本来の目的に必要な積立額を確保しても、なお、一定の取り崩しが可能な状況にあるとして、会計検査院から財政安定化基金の取り崩しを行うよう指摘を受けたほか、介護保険部会などにおいても、財政安定化基金を取り崩して、介護保険制度の中で有効に活用することも必要ではないかといった指摘があったところ。

このため、昨年6月22日に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」により、介護保険法の一部を改正し、平成24年度に限り、財政安定化基金を取り崩すことができることとし、その取り崩した額の3分の1に相当する額を国に返納することとしたところである。

これらを踏まえ、昨年7月に開催した全国会議において、財政安定化基金の取り崩しに係る考え方を提示し、現在、各都道府県において取り崩しに係る所要の手続きを行っていただいているところである。

具体的な国への返還時期等の所要の手続きについては、追って決定の上、通知する予定としているので、ご了知の上、引き続き事務処理の円滑な実施に協力をお願いします。

2. 各都道府県国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理業務について

都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）は、介護保険法第176条において介護保険制度における苦情処理機関として明確に位置付けられており、保険者で取り扱うことが困難なものや相談者が国保連合会での処理を希望する場合など、国保連合会は苦情処理機関として極めて重要な役割を担っている。さらに「運営基準」においては、国保連合会の事業者に対する指導及び助言の権限がうたわれるとともに、指導・助言を受けた改善内容の国保連合会への報告義務が盛り込まれている。

国保連合会に寄せられたサービス利用者、従事者等からの苦情及び通報情報等は、介護給付適正化事業においても重要な情報となり得るため、引き続き、各都道府県におかれては、国保連合会が実施している苦情処理業務について財政面も含めた適切な支援及び協力を行っていただくとともに（国保連合会が実施してい